

# 兵庫県税制研究会「兵庫県にふさわしい課税自主権の活用のあり方についての報告」の概要

## 1 報告の趣旨

兵庫県税制研究会は、課税自主権（法定外税、超過課税等）の活用可能性について検討するため、平成13年11月に設置され、兵庫県が抱える各種政策課題について、兵庫県の現況や法制度の問題点、行政施策の内容等を踏まえながら検討を行ってきた。

この度、兵庫県が検討を進める場合の論点や課題をとりまとめ、報告が行われた。今後、県において、さらに検討を要するものとされている。

## 2 報告の概要

### (1) 課税自主権の活用にあたっての考え方

#### ア 活用の方向（P3）

地方団体が戦略的な施策展開を図るにあたって、地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、積極的な活用を図るべき。

#### イ 検討の視点（P4）

新たな税の必要性、租税原則（公平・中立・簡素）の観点、法定外税の国の同意要件等への適合性の観点から検討を行った。

### (2) 課税自主権の具体的検討（検討を行った課税の仕組みは別添のとおり）

#### ア 環境保全

##### 自然環境保全

森林保全のための「県民税の均等割の超過課税」については、県民のコンセンサスが得られるよう、森林の公益的機能による受益に対する理解の促進を図りつつ、さらに検討を進めるべき。（P9）

なお、この超過課税は、結果的には、地方税の負担分任性の基礎的な部分を担うべきにもかかわらず低い水準にとどまっている均等割の税率の適正化にも寄与しうるものであり、森林保全に限らず、広く県民全体に受益が及ぶような事業実施のため検討することも可能。（P28）

##### 地球環境保全

「自家用乗用車に対する自動車税の超過課税」については、二酸化炭素排出量の削減効果を明確にするとともに、課税対象範囲、税率等について、さらに検討を進めるべき。（P11）

##### 地域環境保全

「産業廃棄物抑制のための税」については、他府県の動向を注視しながら、近畿府県において、広域的な導入の可能性等も含め、共同で検討を進めるべき。（P20）

また、大気汚染が著しい地域への「流入交通に対する税」については、ETCシステム等の普及を見定めたいえ、将来的に検討することが適当。（P19）

#### イ 地域振興

「観光振興のための税」については、宿泊客や旅館業者等の理解が得られるような地域振興

事業等について、十分に検討を行うことが必要。( P 24 )

また、「プレジャーボートに対する税」については、放置禁止区域の指定等による放置艇解消の状況等を見定めたい。将来的に幅広い観点から検討することが適当。( P 26 )

### ( 3 ) 今後の検討にあたっての留意点 ( P 29 )

#### 行財政構造改革の推進

徹底した行財政の見直しを行った上で、なお新たな財源が必要である場合でなければ、財源確保のための課税自主権の活用に理解を得ることは困難。自らが身を削る努力を尽くすことが、新たな税の導入に理解を得るためには不可欠。

#### 既存税目に係る適正・公平な執行

現行制度の枠組みの中で最大限の税収確保に努める必要があり、特に公平性の観点からも、滞納整理の強化等により徴収率の向上を図ることが必要。新たな税の導入に理解を求めるにあっても、適正・公平な執行による県民の信頼の確保が不可欠。

#### 納税義務者及び県民の理解

新たな税負担を求めるものである以上、納税義務者はもとより、県民の理解を十分に得ることが不可欠。税自体の趣旨・内容だけでなく、導入目的である政策理念、税収の用途となる事業内容等もセットで提示し、十分な説明を尽くすことが必要。

#### 政策目的・事業内容の十分な検討

上記の観点から、導入目的である政策理念、税収の用途となる事業内容等について、さらに詳細な検討が必要。政策や事業の必要性、実施主体のあり方、費用対効果等を検証するとともに、税のみならず、手数料、使用料、分担金等による負担も含め、広く総合的に検討すべき。

### ( 4 ) むすび ( P 30 )

課税自主権の活用にはさまざまな課題があるが、議論の過程を通じて、受益と負担の対応関係が明らかになり、県政に関する関心や参画意識の高まりを期待できるなど、地方分権に資する重要な意義を有するもので、今後も積極的に取り組んでいくべき。

### ( 5 ) 外形標準課税の導入までの臨時特例的な措置 ( P 6 )

平成 13 年 12 月に、「法人事業税外形標準課税導入までの臨時特例的な措置に関する緊急報告」を行い、繰越欠損金控除を行わないこととした場合の黒字法人に対する課税の導入を提案したが、全国的制度としての外形標準課税の導入が実現されない場合には、導入までの臨時特例的な措置として、納税義務者となる法人等の理解を得つつ、兵庫県独自の導入を検討すべき点を改めて指摘しておきたい。